

徳島県(現)道路啓開計画について

令和6年6月版



はじめに(道路啓開とは)

○ 道路啓開とは、緊急車両等が通行できるように、早急に最低限の瓦礫等の処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。

※【啓開】切りひらくこと。

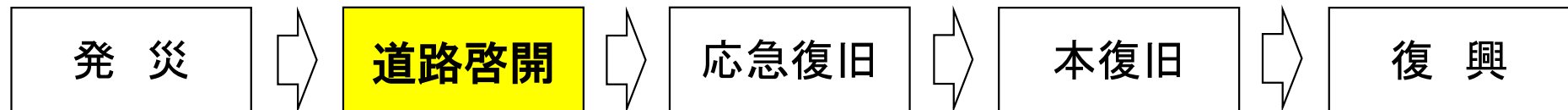


写真 橋梁との段差解消（石川県輪島市）



写真 道路の亀裂解消（石川県輪島市）

出典：国土交通省ウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000151.html)

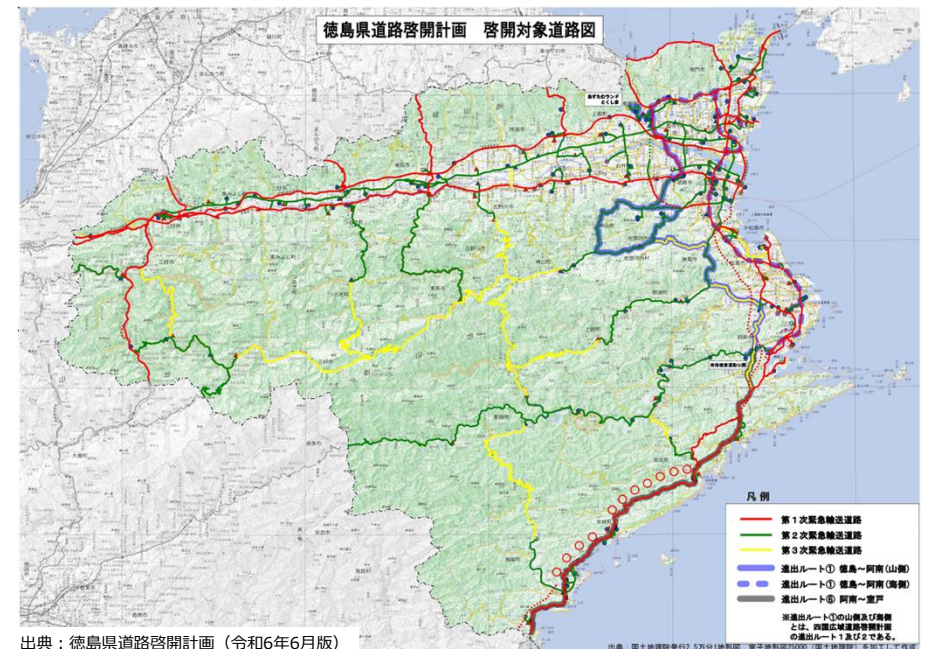
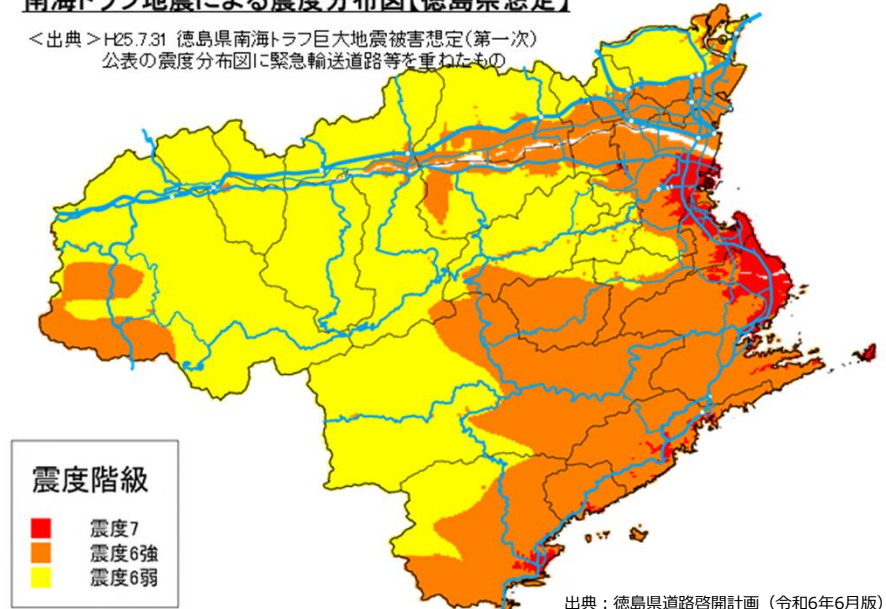
1. 徳島県道路啓開計画について

1. 計画の変遷

- 南海トラフ地震による強い揺れと巨大な津波により、大量のガレキの堆積や放置車両等が発生。道路網が寸断する恐れがあり、救助・救援、救出活動に大きな支障となることを危惧。
- ⇒ 発災後、迅速かつ効率的な道路啓開を行うため、あらかじめ道路啓開の対象道路（進出ルート、緊急輸送道路、緊急輸送道路を補完する道路）、実施手順等について具体的に定めた、徳島県道路啓開計画を平成29年3月に策定
- ⇒ その後、緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路と、災害拠点病院等の防災活動拠点との接続道路を「重要施設アクセス道路」として追加し、令和元年12月に改定
- ⇒ さらに、緊急輸送道路及び緊急輸送道路を補完する道路と、警察、消防、役場等の防災活動拠点との接続道路を「重要施設アクセス道路」として追加し、令和2年11月に改定
- ⇒ 令和3年度は、全ての啓開対象道路について、地震発生直後の初動を「要請着手」から「自動着手」に見直し、令和4年3月に改定
- ⇒ 令和5年度は、緊急輸送道路の改定（令和6年1月）に伴い、啓開対象道路を見直し、令和6年3月に改定
- ⇒ 令和6年度は、災害対策本部で情報をまとめて伝達できるよう一元化した連絡系統へ見直し、令和6年6月に改定

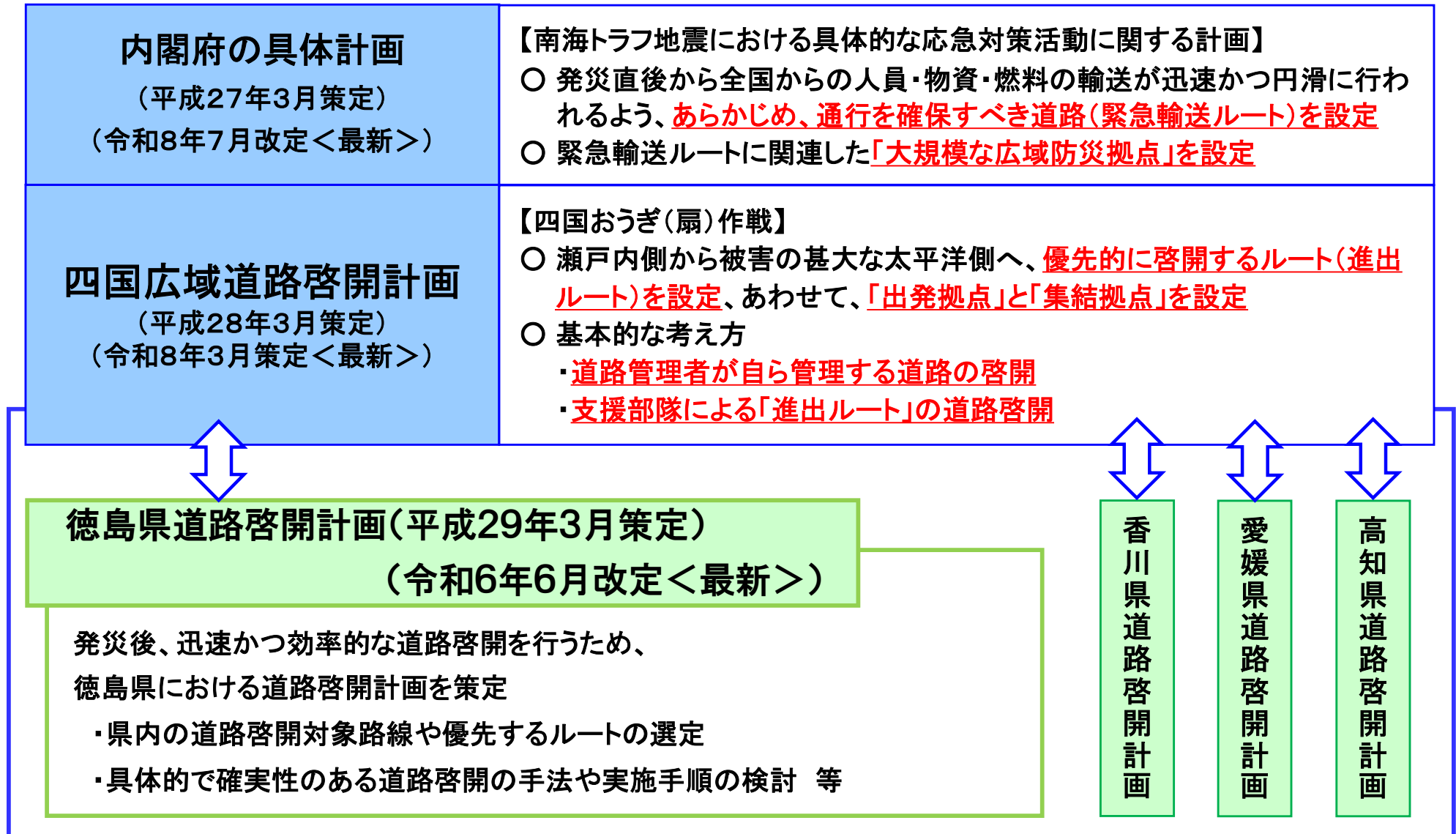
南海トラフ地震による震度分布図【徳島県想定】

＜出典＞H25.7.31 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）
公表の震度分布図に緊急輸送道路等を重ねたもの



1. 徳島県道路啓開計画について

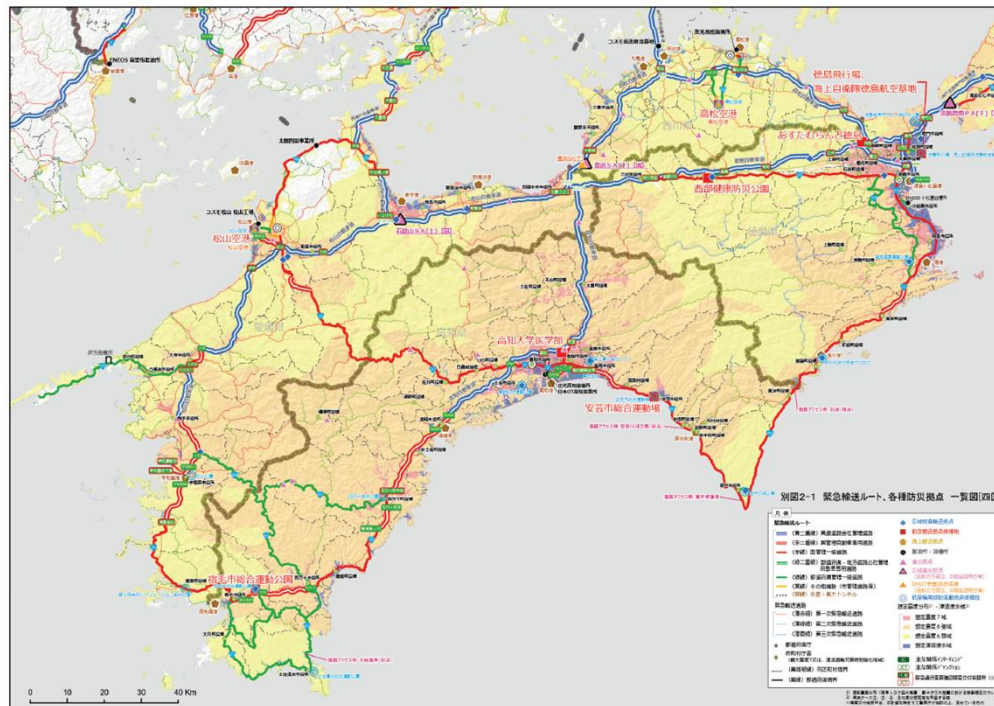
2. 国の計画との関係



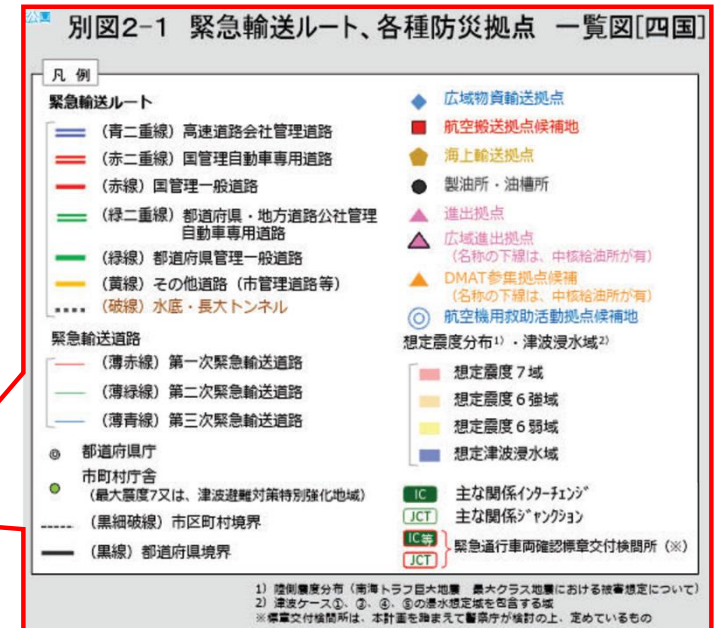
3. 中央防災会議の緊急輸送ルート

(南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 R8.7)

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震の発生時の災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画が平成27年3月に策定された。（内閣府）
- この計画では、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が、全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、予め通行を確保すべきルートが定められた。



出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和8年7月13日）

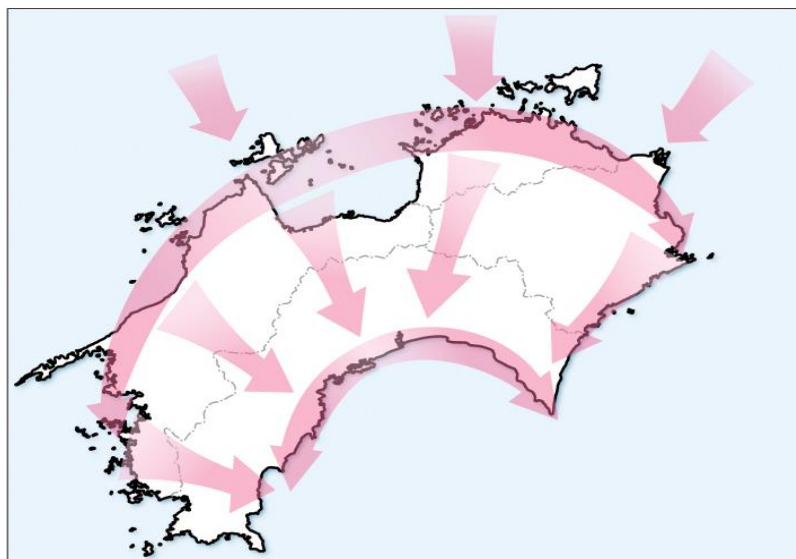


1. 徳島県道路啓開計画について

4. 四国の進出ルート（四国広域道路啓開計画 R6.12版）

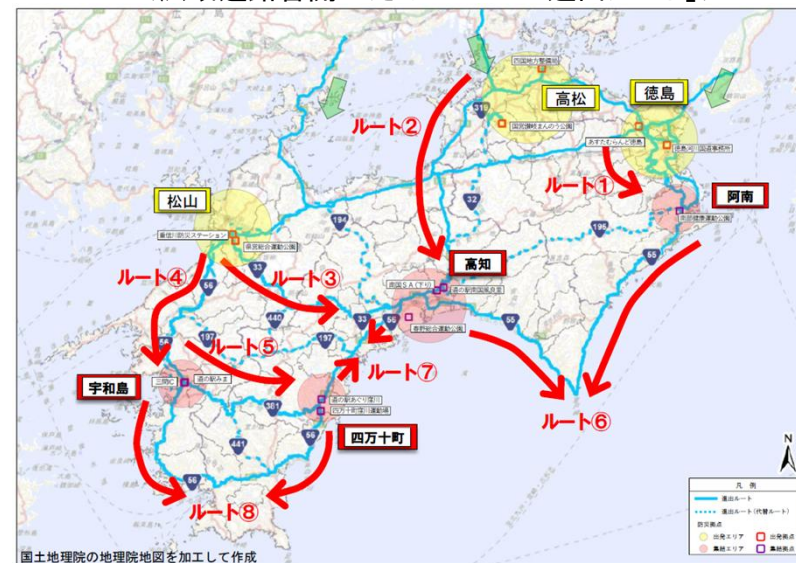
- 南海トラフ地震等の大規模災害における道路啓開について、道路管理者と関係機関が連携・協力し、強力かつ着実に推進することを目的に、道路法28条の2の規定に基づき、平成27年2月に『四国道路啓開等協議会』を設置、平成28年3月に「四国広域道路啓開計画」を策定。
- 令和5年3月に新規供用道路、道路法等の一部改正の反映、令和6年12月に自衛隊と連携した海路を活用したアクセスについて反映した更新を実施。
- 南海トラフ地震発生の際、瀬戸内側から被害の甚大な太平洋側へアクセス可能となるよう、優先的に啓開するルートとして、8つの「進出ルート」を扇状に選定。（四国おうぎ（扇）作戦）
- 本州や瀬戸内側からの支援を受け入れるための拠点施設として「出発拠点」「集結拠点」を設定。
- 現行の徳島県道路啓開計画（令和6年6月版）は四国広域道路啓開計画（令和5年3月版）を反映。
（最新の四国広域道路啓開計画は、改正道路法に基づき令和8年3月に策定・公表）

<四国おうぎ（扇）作戦>



出典：四国広域道路啓開計画（令和6年12月版）

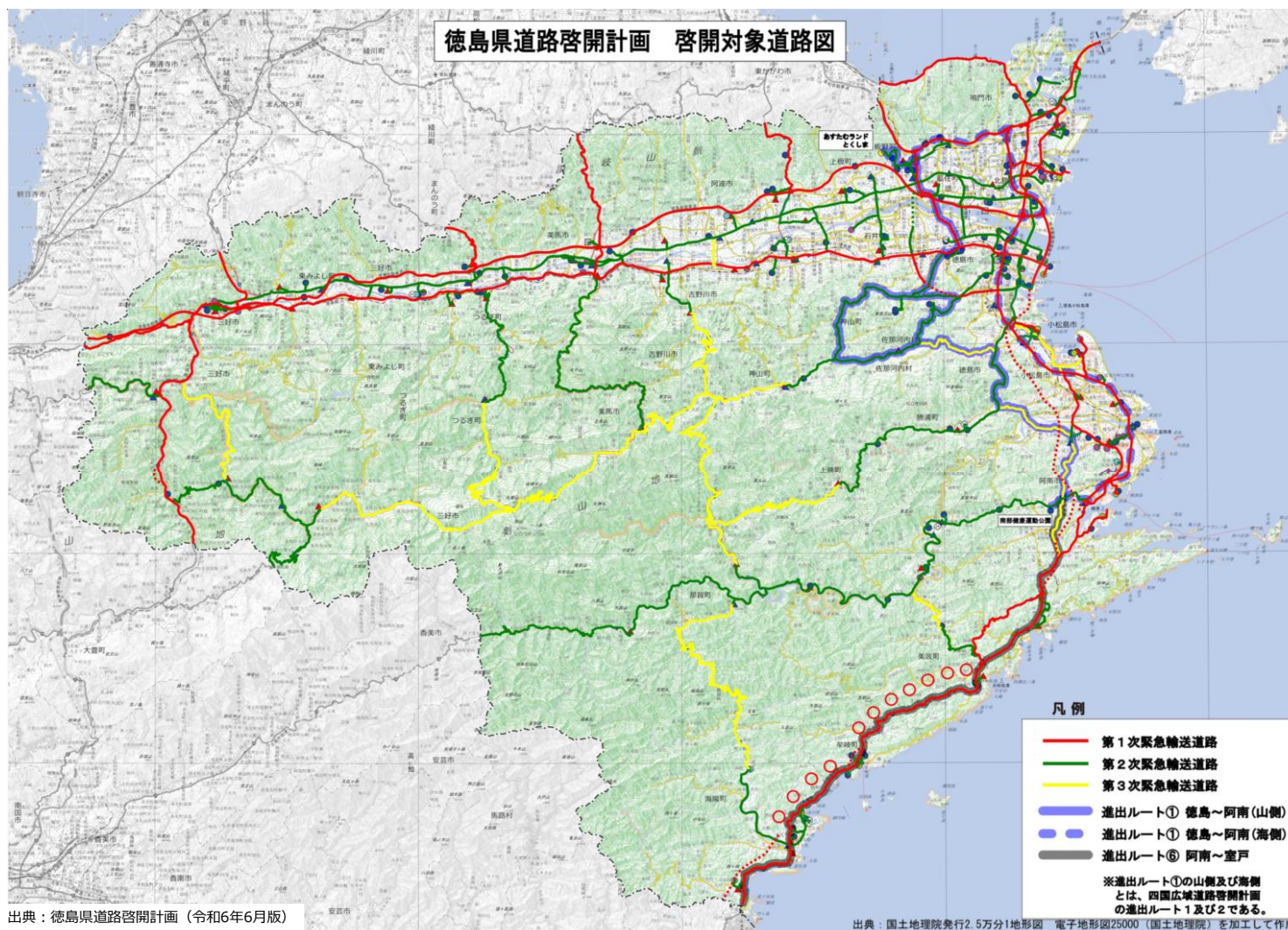
<広域道路啓開のための8つの「進出ルート」>



出典：四国広域道路啓開計画（令和6年12月版）

5. 徳島県の啓開対象道路（徳島県道路啓開計画 R6.6版）

- 道路啓開の対象道路は、徳島県地域防災計画に基づく、1次、2次、3次緊急輸送道路とする。
- 対象道路のうち、「四国広域道路啓開計画（令和5年3月版）」で定める「進出ルート」の道路啓開を優先的に行う。



1. 徳島県道路啓開計画について

○優先ルート

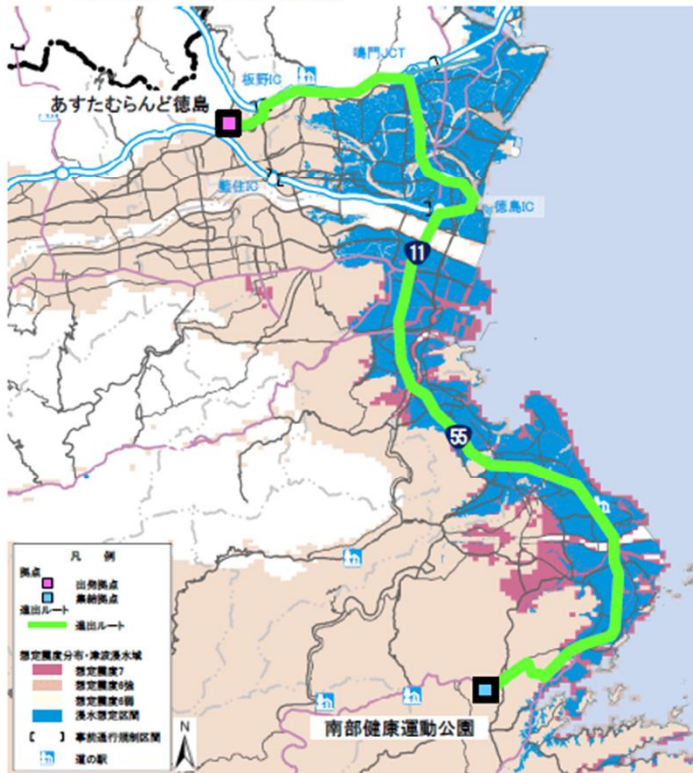
進出ルート①：徳島～阿南

進出ルート海側

進出ルート山側

<ルートの詳細>

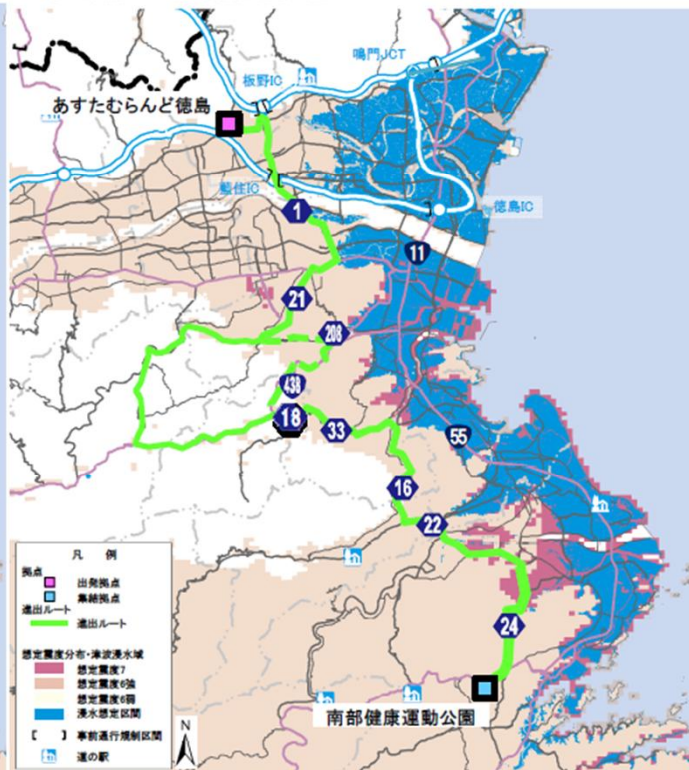
出発拠点（あすたむらんど徳島）→県道1・12号→高松自動車道
→徳島自動車道→国道11号→国道55号→国道195号
→集結拠点（南部健康運動公園）



出典：徳島県道路啓開計画（令和6年6月版）

<ルートの詳細>

出発拠点（あすたむらんど徳島）→県道1・12号→国道192号→県道21・〈208号〉→国道438号→県道18・33・16・22・24号→国道195号→集結拠点（南部健康運動公園）

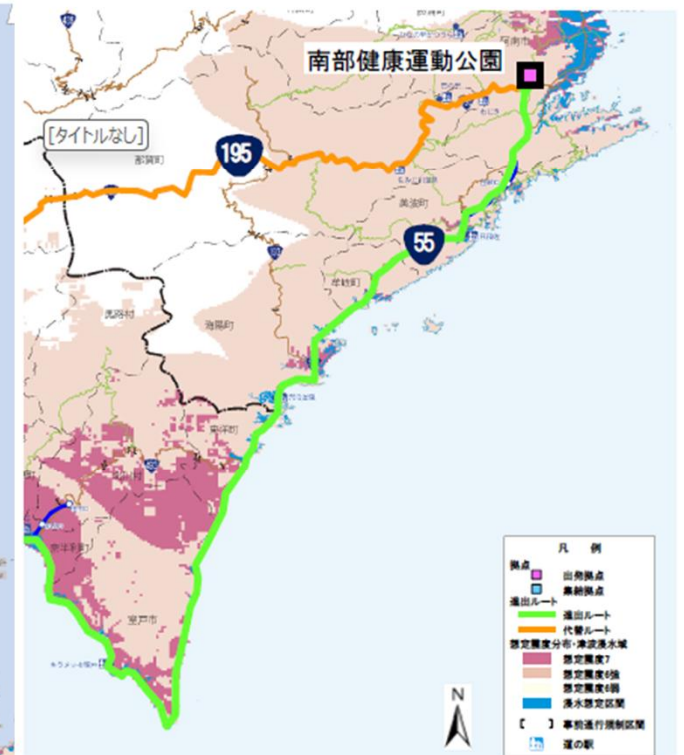


出典：徳島県道路啓開計画（令和6年6月版）

進出ルート⑥：高知～室戸～阿南

<ルートの詳細>

集結拠点（南部健康運動公園）→国道195号→県道24号
→国道55号→室戸市方面



出典：徳島県道路啓開計画（令和6年6月版）

6. 道路啓開の概要（県の基本方針）

○対象とする災害と被害

南海トラフ沿いで発生すると想定される南海トラフ地震による大規模災害

○啓開計画を適用する地震規模

南海トラフ沿いで発生すると想定される南海トラフ地震発生時に、徳島県内で「震度 6 弱以上」の地震が発生、または、「大津波警報」が発表された場合

『大規模災害発生時の道路啓開に関する協定※』に基づき

『徳島県建設業協会会員の道路啓開担当業者』が啓開作業を実施

※国土交通省四国地方整備局、徳島県、（一社）徳島県建設業協会の 3 者で締結（H29.3.22）

○地震発生時の初動

南海トラフ地震発生直後は、通信回線の途絶や停電等により情報通信機器が使用できなくなるなどの混乱が予測されるため、道路啓開作業への着手は準備が整い次第、『徳島県建設業協会会員の道路啓開担当業者』が自動的に着手することを基本

なお、津波浸水想定区域においては、津波警報解除後に道路啓開作業に着手

＜出典＞徳島県道路啓開計画（令和6年6月版）より

6. 道路啓開の概要（県の啓開目標）

道路啓開の目標は、「四国広域道路啓開計画（令和5年3月版）」を踏まえ、以下のとおり

- 広域移動ルートの概ねの啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24時間
高速道路又は直轄国道により構成されるルート
ルート① 徳島～阿南間の進出ルート山側及び海側の道路
- 被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開・・・・・・・・・・ 72時間
上記を除く啓開対象道路
ルート⑥ 高知～室戸～阿南間の進出ルート

＜出典＞徳島県道路啓開計画(令和6年6月版)より

6. 道路啓開の概要（幅員）

○道路啓開は、その後の救助・救援、救出活動のため、一刻も早く緊急通行車両の通行を可能にすることが目的であり、

必要最小限の4m（有効幅員 3.0m+両側 0.5m）を確保することを基本。

（※徳島県道路啓開計画_令和6年6月版）

○ 東日本大震災における啓開事例

道路啓開前



道路啓開後



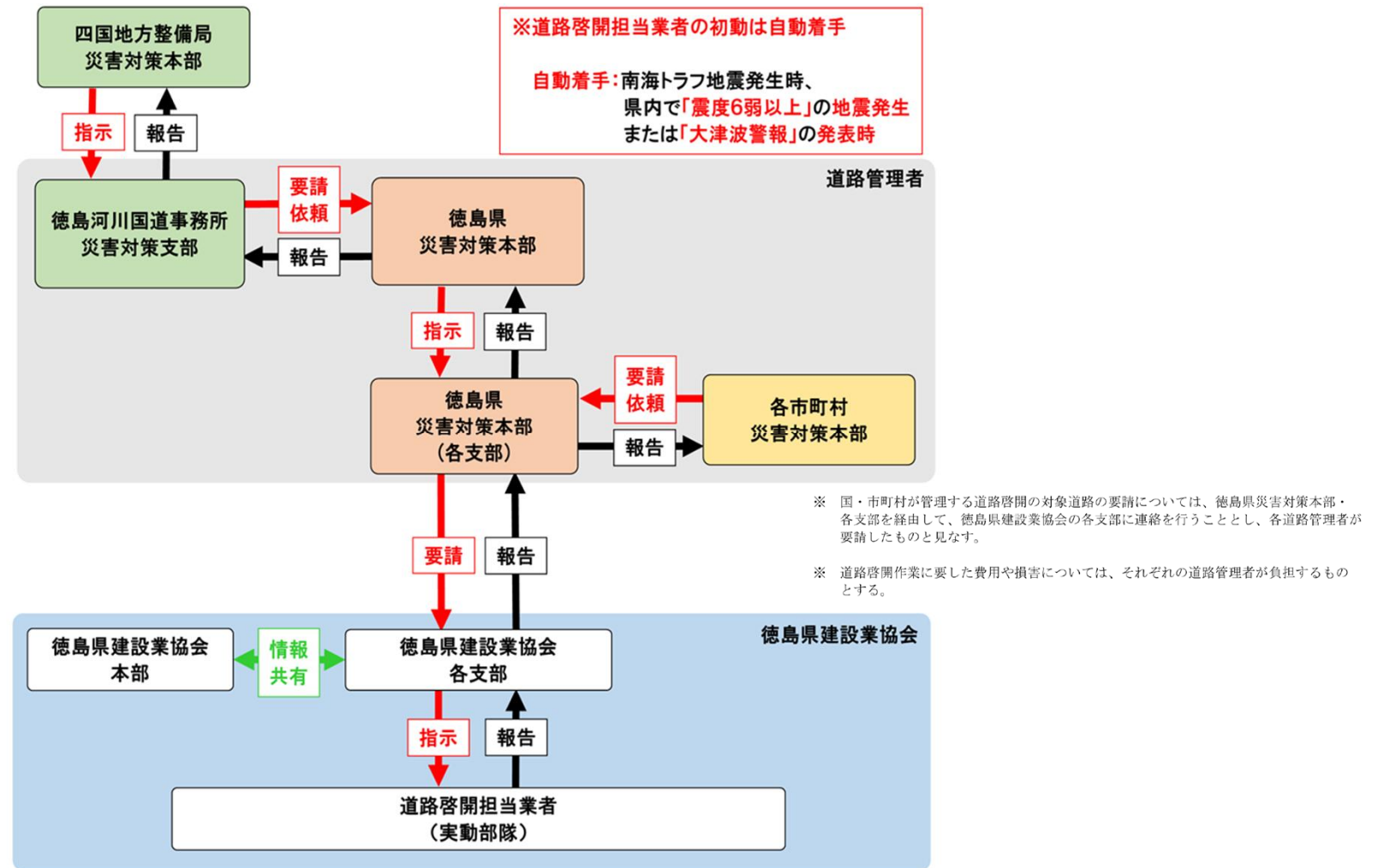
写真 東日本大震災における事例（被災・啓開後状況）

〈出典：「東北地方整備局震災伝承館」より〉

1. 徳島県道路啓開計画について

7. 支援要請等連絡系統

○道路啓開の支援要請、状況報告、情報共有等の連絡系統は、以下のとおり



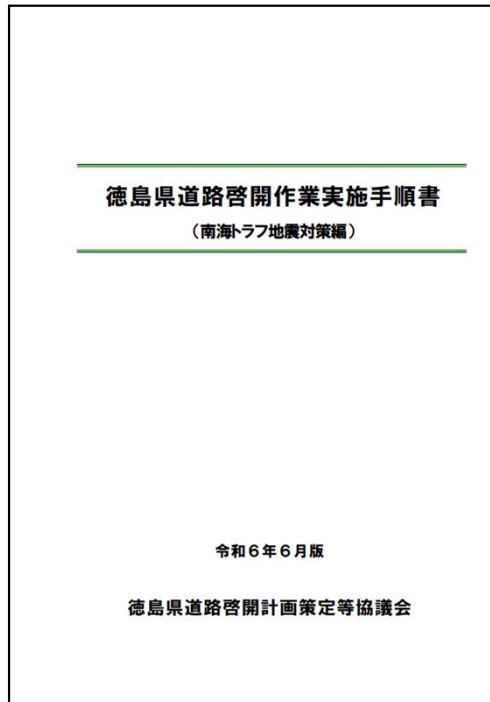
支援要請等連絡系統図

<出典> 徳島県道路啓開計画(令和6年6月版)より

1. 徳島県道路啓開計画について

9. 道路啓開作業実施手順書（R6.6版）

○地震発生後からの初動対応において、迅速かつ効率的に道路啓開作業を行うために必要な手順等を取りまとめたもの



出典：徳島県道路啓開作業実施手順書（令和6年6月版）

目次	
1. 徳島県道路啓開作業実施手順書の概要	1
1.1 実施手順書の目的	1
1.2 徳島県道路啓開計画の要旨	2
1.3 実施手順書の使用対象者	5
1.4 基本的な実施手順フロー	6
2. 実施手順書の構成	7
2.1 実施手順書の記載構成	7
3. 道路啓開作業実施手順	8
3.1 事前準備	8
3.1.1 徳島県道路啓開計画の内容把握等	8
3.1.2 関係機関との連携による体制の確保	8
3.1.3 緊急通行車両等の事前届出	9
3.1.4 落橋に備えた河川協働の実施	14
3.1.5 資機材の準備、配置	16
3.1.6 燃料、食料、人材の調遣	17
3.1.7 道路啓開訓練の実施	18
3.2 災害対策基本法に基づく車両移動	20
3.2.1 災害対策基本法に基づく区域指定	20
3.2.2 災害対策基本法に基づく車両の移動に際して必要となる身分証明書の事前発行と保管	27
3.3 被災状況把握・情報共有体制	28
3.4 支援準備要請（出動可能体制の把握）	36
3.5 支援要請	38
3.6 道路啓開作業の実施	39
3.6.1 道路啓開作業の開始	39
3.6.2 道路啓開作業の進捗制	42
3.6.3 労働災害や第三者被害への対応	43
3.6.4 橋梁補修	44
3.6.5 ガレキ、崩壊土砂・倒木の除去	45
3.6.6 設置車両の移動	46
3.6.7 段差解消（すり付け）	48
3.6.8 損壊の緊急点検・応急復旧	50
3.6.9 災害廃棄物処理	52
3.6.10 主な課題に対する各種取組方法	54
(1) 人命	54
(2) 貴重品等	59
(3) 設置車両（ハイブリッド車、電気自動車等）	61
(4) 電柱・電線類	63
(5) ガス・水道	67
(6) 危険物	71
3.7 報告・連絡・共有	72
3.8 道路啓開作業の終了	73
4. おわりに	74

出典：徳島県道路啓開作業実施手順書（令和6年6月版）

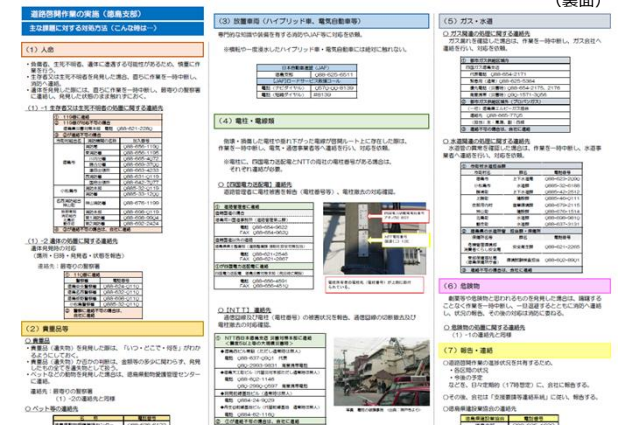
概要版作成済
（各支部毎）

【概要版】

（表面）



（裏面）



出典：道路啓開作業手順【概要版】（令和6年6月版）